

<p>1 氏名 (法人の場合は 法人名等)</p>	<p>一般社団法人 全国消費者団体連絡会 代表理事 河野康子</p>
<p>2 職業</p>	
<p>3 意見</p>	<p>①施策番号等 総論 第4 ①</p> <hr/> <p>②意見</p> <p>現在、消費者基本計画は、「施策別整理表」による各省庁の自己評価をもとに見直しをしています。</p> <p>現状では、何を基準にして検証・評価がなされているか、判りません。施策の検証・評価にあたっては、客観的で統一性のある検証・評価の方法や基準を早急に設ける必要があると考えます。</p> <p>総論に「検証・評価に当たり、消費者にも分かりやすい基準を導入する」との記載がある以上、早急に、消費者庁において、客観的な評価法や評価の基準について検討を行う検討会を開催する旨、施策に盛り込むべきです。関わっている施策について、所管省庁の自己評価、消費者庁の客観的な検証・評価があつて、消費者や消費者団体が各施策についての見直しを検討することができると思えます。</p> <p>また、消費者団体では、毎年の基本計画の検証・評価のための意見募集に当たり、素案とともに提示されていた「具体的施策の実施状況に関する検証及び評価の結果（施策別整理表）」を活用し、検証・評価し見直しを行ってきました。今回、突然「施策別整理表」と改名され、参考資料として別枠で示されたことで、検証・評価が進まず大変苦慮しました。広く国民から意見を求めるにあたり、検証・評価の素材となる資料は、素案とともに分かりやすく提示すべきです。消費者安全法が改正され検証・評価の報告書として白書が制作されるとのことですが、「施策別整理表」と改名しても資料として素案とセットで公表してください。</p>

1 氏名 (法人の場合は 法人名等)	一般社団法人 全国消費者団体連絡会 代表理事 河野康子
2 職業	
3 意見	<p>①施策番号等 新重点</p> <hr/> <p>②意見 新たな重点施策として、国民生活センター、消費者庁、消費者委員会を含めた、消費者行政全体の充実・強化を目指す消費者行政の在り方を引き続き検討していくことを明記してください。 これまでも、消費者庁で検討がなされていましたが、在り方や組織体制についての最終的な結論はまとめられておらず、組織や体制等の見直しがなされていません。消費者庁関連三法附則付帯決議には3年での見直しとありますので、消費者行政のさらなる充実、強化を目指して、速やかに検討し取りまとめ、改善を図るべきです。</p>

<p>1 氏名 (法人の場合は 法人名等)</p>	<p>一般社団法人 全国消費者団体連絡会 代表理事 河野康子</p>
<p>2 職業</p>	
<p>3 意見</p>	<p>①施策番号等 新重点</p> <hr/> <p>②意見 国民生活センターは、平成 22 年末に「国への移行を前提」と閣議決定されたことを受け、平成 23 年度の基本計画改定から担当省庁から名前をはずされ、総論の表現や計画の内容も移行を前提として修正されています。その後、昨年 12 月に、国への移行が凍結され、再度大臣がそのあり方について検討し判断するとされました。しかしながら、すでに国民生活センターと消費者庁の間では、国民生活センターの消費者庁への移行を念頭に置いた人事異動や組織改編が進んでおり、以前の国民生活センターの姿ではありません。</p> <p>単に国民生活センターを独立法人に戻すのではなく、消費者庁、消費者委員会を含む消費者行政全体から見た国民生活センターの役割を再確認し、その機能や役割を今まで以上に充実強化する新たな組織として再構築することを、記してください。</p>

1 氏名 (法人の場合は 法人名等)	一般社団法人 全国消費者団体連絡会 代表理事 河野康子
2 職業	
3 意見	<p>①施策番号等 新重点 168, 170</p> <hr/> <p>②意見 世界経済のグローバル化が進む中で、食品や製品、金融等の様々な消費者被害は、国境を越えた問題となりつつあります。消費者庁関連三法案の参議院付帯決議にもあるよう、OECD 消費者政策委員会の活動や、食の安全における近隣諸国や貿易相手国との連携を始めとした、消費者安全を確保するための国際連携の強化と体制の更なる充実が図られるよう、消費者庁等関係省庁には、施策番号168～170といった、国際的取組に関する施策を積極的に取り組んでいただきたいと思います。</p> <p>そのためにも、消費者行政の国際連携等、積極的な国際的取り組みを推進することを、重点として項立てをし、明言してください。</p> <p>また、今年度国連で取り組む「消費者保護ガイドライン」の改定に対しても、日本国民の利益に通じるとの観点から、国として意見を表明すべきです。そのことを、施策として書き加えるよう要望します。</p>

<p>1 氏名 (法人の場合は 法人名等)</p>	<p>一般社団法人 全国消費者団体連絡会 代表理事 河野康子</p>
<p>2 職業</p>	
<p>3 意見</p>	<p>①施策番号等 新施策</p> <hr/> <p>②意見 現在、47都道府県のうち「消費者行政推進計画」を条例に位置付けているのは、22自治体市がありません。地方消費者行政支援の一環として、推進計画を全都道府県・政令市が持つよう、国が支援をする旨の施策を新たに記載してください。</p>

<p>1 氏名 (法人の場合は 法人名等)</p>	<p>一般社団法人 全国消費者団体連絡会 代表理事 河野康子</p>
<p>2 職業</p>	
<p>3 意見</p>	<p>①施策番号等 1</p> <hr/> <p>②意見 PIO-NET端末の適格消費者団体への配備は未だにされていません。PIO-NETに集められた消費者被害の情報は、適格消費者団体が差止訴訟する際や特定適格消費者団体が集団的被害救済を進める際に、対象となる事業者や被害の大きさ、状況等を知る上で、大いに役立つものと考えます。 消費者の被害回復を確実に進めるためにも、引き続き、PIO-NET端末の適格消費者団体へ早期配置を求めます。</p>

<p>1 氏名 (法人の場合は 法人名等)</p>	<p>一般社団法人 全国消費者団体連絡会 代表理事 河野康子</p>
<p>2 職業</p>	
<p>3 意見</p>	<p>①施策番号等 5・6</p> <hr/> <p>②意見 昨年度、消費者庁創設のきっかけともなった「消費者安全調査委員会」がようやく設置されました。しかし、現状では調査の進捗状況も公表されておらず、未だ調査報告もされていません。 しかし、消費者事故の再発防止の観点からも、直接消費者へ注意喚起を行うことを目的とした情報公開が必要です。調査対象となっている全ての事案とその調査の進捗等の情報開示を、調査の妨げやプライバシーの侵害とならない範囲で行なうべきです。そして、消費者事故再発防止のための注意喚起として、国民生活センターと連携してタイムリーに情報発信してください。</p>

1 氏名 (法人の場合は 法人名等)	一般社団法人 全国消費者団体連絡会 代表理事 河野康子
2 職業	
3 意見	<p>①施策番号等 7、8 (重点1)</p> <hr/> <p>②意見</p> <p>「消費者庁リコール情報サイト」の運用が始まりました。関係省庁と連携して、地方自治体や関係団体に対し消費者への周知と活用の依頼を行なったとされていますが、未だに、当サイトの周知も不十分でありリコール情報が消費者へ充分届いていない現状があります。単に消費者庁だけで行なうのではなく、ノウハウや回収の実績がある民間のサイト（リコールプラス等）にも協力を求め、官民が連携してリコール情報を発信すべきです。</p> <p>また、昨年度、TDK加湿器の火災事故や三菱自動車軽自動車の再リコールの問題等、事業者の製品安全に対する認識や消費者への配慮が不十分なために、多くの製品問題が発生しました。</p> <p>このようなことから、国土交通省や経産省のみならず消費者庁も加わり、製造メーカーに対して、消費者保護の観点からも消費者目線でのリコールの実施、また対象となった製品に対する安全面からの管理（消費者への告知、回収、補償等）といった面を指導すべきです。単に、製造メーカーに技術面の指導を行うだけでなく、消費者・ユーザーへの配慮のある対応を行なうことを指導する旨、施策に記載してください。</p>

<p>1 氏名 (法人の場合は 法人名等)</p>	<p>一般社団法人 全国消費者団体連絡会 代表理事 河野康子</p>
<p>2 職業</p>	
<p>3 意見</p>	<p>①施策番号等 10</p> <hr/> <p>②意見 経済産業省だけでなく消費者庁も連携し、事業者に対し、安全な製品を製造するため、子供の安全や事故予防についての理解促進を図る事業事業者向け講習会や研究会等を開催するといった施策を加えてください。 「キッズデザイン」やSTマークが、単に利潤追求や販売促進のためのブランドと化さないためにも、事業者自身が、子供の安全や事故予防についての考え方等を理解し消費者の視点から「キッズデザイン」やSTマークの認証制度の意義を認め大切にすることが重要であり、ひいては消費者安全の考え方が製品に反映されることが事故防止に結び付くと考えます。</p>

1 氏名 (法人の場合は 法人名等)	一般社団法人 全国消費者団体連絡会 代表理事 河野康子
2 職業	
3 意見	<p>①施策番号等 13-2-3</p> <hr/> <p>②意見 施策には、「消費者安全調査委員会」は「消費者事故の発生・拡大の防止のため必要な施策・措置について勧告・意見具申を行う」とされていますが、勧告や意見具申の後に各省庁からの注意喚起の情報発信を行うのでは、大いに迅速性が欠けると考えます。消費者事故の再発防止の観点から、消費者に対し、直接的な注意喚起を行うことを目的とした情報公開が必要です。調査対象となっている事案やその調査の進捗、また調査結果等の情報開示を、調査の妨げやプライバシーの侵害とならない範囲で、速やかに行なうべきです。</p>

1 氏名 (法人の場合は 法人名等)	一般社団法人 全国消費者団体連絡会 代表理事 河野康子
2 職業	
3 意見	<p>①施策番号等 15</p> <hr/> <p>②意見 昇降機や遊戯施設に係る事故調査の結果については、金沢のエレベーター事故の調査報告書が公表されましたが、他の事故の調査報告書は公表されていません。「消費者安全調査委員会」が設置され調査検討が始まっています。国土交通省と「消費者安全調査委員会」が十分に連携し、他の事故についても迅速に調査を進め、再発防止を図るためにも早急に結果を公表してください。また、最近でも、エレベーター、エスカレーター等の事故が後を絶たない状況があります。事故原因の調査結果のみならず、点検や整備等の技術基準も速やかに検討し事業者へ報告・提示すべきです。</p>

1 氏名 (法人の場合は 法人名等)	一般社団法人 全国消費者団体連絡会 代表理事 河野康子
2 職業	
3 意見	<p>①施策番号等 21</p> <hr/> <p>②意見 リスクコミュニケーションを推進するに当たっては、リスク度合いが大きい「食中毒予防」や、正確な情報提供が必要な「BSE対策」、TPP交渉との関連で消費者に不安が生じている問題など丁寧な意見交換が必要な事からは、国が積極的に地方自治体を支援し、各主体の連携で行ってください。</p>

1 氏名 (法人の場合は 法人名等)	一般社団法人 全国消費者団体連絡会 代表理事 河野康子
2 職業	
3 意見	<p>①施策番号等 21-2</p> <hr/> <p>②意見 消費者庁、食品安全委員会、厚生労働省、農林水産省で連携して企画された「食べ物と放射性物質のはなし」を評価します。また風評被害をなくすために、自治体や生産者による除染の取組みや、自治体、生産者を含めた事業者等の検査の仕組みが目に見える形で積極的に消費者に情報提供されるよう策を講じて下さい。</p>

1 氏名 (法人の場合は 法人名等)	一般社団法人 全国消費者団体連絡会 代表理事 河野康子
2 職業	
3 意見	<p>①施策番号等 22</p> <hr/> <p>②意見 食品の安全に関するリスク管理は消費者との意見交換など出されて意見等も反映するとされていますが、どうして反映されないのかわからないと行政への不信につながります。逆に消費者からの要望がリスク管理施策にどのように反映されているのかわかると、その施策について関心が高まると思われますので、出来る範囲での情報提供を要望します。</p>

1 氏名 (法人の場合は 法人名等)	一般社団法人 全国消費者団体連絡会 代表理事 河野康子
2 職業	
3 意見	<p>①施策番号等 23</p> <hr/> <p>②意見 リスク評価機関の機能強化や、リスク管理機関の一元化の検討に関しては海外の事例も調査しながら、食品安全庁が設置された場合のリスク分析との整合性を検討してください。その際、関係省庁だけでなく、事業者、消費者、学識者など各ステークホルダーで、まず現在の食品安全行政の検証から行なわれることを要望します。</p>

1 氏名 (法人の場合は 法人名等)	一般社団法人 全国消費者団体連絡会 代表理事 河野康子
2 職業	
3 意見	<p>①施策番号等 26</p> <hr/> <p>②意見 今後益々加工食品の需要が大きくなる中、食品関連事業者の衛生管理対策は消費者にとっても重要です。食品関連事業者のHACCP手法の導入へのインセンティブに資するよう消費者の衛生管理に対する理解を広げる取組みを検討して下さい。</p>

1 氏名 (法人の場合は 法人名等)	一般社団法人 全国消費者団体連絡会 代表理事 河野康子
2 職業	
3 意見	<p>①施策番号等 30 105</p> <hr/> <p>②意見 食品の安全や食生活と健康については、消費者庁、食品安全委員会、厚生労働省、農林水産省で連携して企画された「食べ物と放射性物質のはなし」のように各関係省庁が連携して取り組むことが重要です。バランスの取れた食生活が放射性物質にも有効であること、特定の食品に頼って健康への効果を期待すべきではないこと、食品に医薬品のような効果を求めていくつかの成分を大量に摂取すべきではないことなど、大量の広告などで多くの消費者に誤解が生じていますので改めて情報提供してください。</p>

1 氏名 (法人の場合は 法人名等)	一般社団法人 全国消費者団体連絡会 代表理事 河野康子
2 職業	
3 意見	<p>①施策番号等 4 2 (重点① 3)</p> <hr/> <p>②意見 法務省での「民法（債権関係）改正」の議論が進み中間試案が取りまとめられましたが、専門的な内容や表現で、消費者にはとても難解です。試案にそった改正が行なわれると消費者の暮らしがどのように変化するのか、消費者庁と法務省は、共に国民に対して分かりやすく解説し、具体的に説明する義務があると考えます。このままでは、専門的知識を持たない消費者、国民は十分に内容を理解できず、試案について、要望や意見の検討、是非についての判断ができません。6月1日から意見募集を行っても、国民から十分に意見を聴取したことに成り得ません。ぜひ、改正試案の周知と内容の丁寧な説明を広報してください。</p> <p>また、民法改正が着実に進む中で、消費者契約法改正の検討が取り残されないよう、消費庁は至急検討を開始し、消費者委員会での研究会と連携して改正案を取りまとめる必要があります。改正案検討の内容とスケジュールが判る行程表を示してください。</p>

<p>1 氏名 (法人の場合は 法人名等)</p>	<p>一般社団法人 全国消費者団体連絡会 代表理事 河野康子</p>
<p>2 職業</p>	
<p>3 意見</p>	<p>①施策番号等 67-2 (重点①4)</p> <hr/> <p>②意見 消費者庁は、所管庁における公共料金に係る情報公開の実施状況をフォローアップした後に、消費者庁・消費者委員会でその内容を精査・検討し、単に「消費者参画の実質的な確保」するのではなく、料金決定過程で審議会等に消費者が参加し意見を反映できる仕組みを、所管省庁と調整の上確立することを要望します。</p>

1 氏名 (法人の場合は 法人名等)	一般社団法人 全国消費者団体連絡会 代表理事 河野康子
2 職業	
3 意見	<p>①施策番号等 70</p> <hr/> <p>②意見 加工食品における原材料の拡大については、今後は新食品表示法案で改めて府令として検討されることになりました。 その際、十分に課題を注出し、多くの消費者にわかりやすいものになるよう、早期に調査検討されることを要望します。</p>

<p>1 氏名 (法人の場合は 法人名等)</p>	<p>一般社団法人 全国消費者団体連絡会 代表理事 河野康子</p>
<p>2 職業</p>	
<p>3 意見</p>	<p>①施策番号等 75</p> <hr/> <p>②意見 遺伝子組換え食品の表示義務の拡大や食品添加物の表示のあり方について今後は新食品表示法で改めて府令として検討されることになりました。 その際、十分に課題を注出し、多くの消費者にわかりやすいものになるよう、早期に調査検討されることを要望します。 遺伝子組換えや食品添加物については、消費者が正しい知識をもてるようになることが大切であり、そのためには今後これらの表示をどうすべきか十分検討を重ねられるよう要望します。</p>

<p>1 氏名 (法人の場合は 法人名等)</p>	<p>一般社団法人 全国消費者団体連絡会 代表理事 河野康子</p>
<p>2 職業</p>	
<p>3 意見</p>	<p>①施策番号等 73</p> <hr/> <p>②意見 新食品表示法で表示が義務付けられることになり、食品の栄養表示については、第一に消費者の健康管理に役立つようわかりやすく表示されることを検討してください。 今後高齢化が進む中、脂質や糖分によるエネルギーの摂取量や塩分摂取量など、病気治療中でなくても普段から過剰摂取に注意すべきものは特にわかりやすく表示されるよう検討して下さい。</p>

<p>1 氏名 (法人の場合は 法人名等)</p>	<p>一般社団法人 全国消費者団体連絡会 代表理事 河野康子</p>
<p>2 職業</p>	
<p>3 意見</p>	<p>①施策番号等 76 77</p> <hr/> <p>②意見 何よりも消費者がこれらの健康食品を利用するためには適切な利用方法の表示や・過大な広告にどう対処していくのか、引き続き調査研究されるよう要望します。 いわゆる健康食品については、医薬品と同様に考えて医療行為に支障が生じたり、凝縮されている成分を大量に摂取しすぎてしまうなどということが問題です。消費者がかしこく利用できるように、現在の広告のあり方を事業者に見直させることが出来るよう体制を整えて下さい。 なおかつバランスの取れた食生活を第一に考えた上で、上手に利用するための情報提供を行ってください。</p>

1 氏名 (法人の場合は 法人名等)	一般社団法人 全国消費者団体連絡会 代表理事 河野康子
2 職業	
3 意見	<p>①施策番号等 87-2、90</p> <hr/> <p>②意見 消費者教育推進法の具体化を自治体で進めるために、消費者教育推進地域協議会の設置と具体的な推進計画の作成が速やかに地方自治体で実施されるよう、消費者庁と文部科学省が積極的に支援する旨の記述を施策に書き込んでください。</p> <p>また、今後、消費者庁、文部科学省は、策定された「消費者教育の推進に係る基本的な方針」に沿って、取り組むとされる施策についての工程表を作成するなど、消費者教育の推進に向けた具体的な取組を行う旨記載すべきです。</p>

1 氏名 (法人の場合は 法人名等)	一般社団法人 全国消費者団体連絡会 代表理事 河野康子
2 職業	
3 意見	<p>①施策番号等 97</p> <hr/> <p>②意見 平成22年度から開催されている消費者教育フェスタでは多様な主体がどう連携していくのかモデル例が多く示されたにも関わらず、参加者の広がりが思うように進みませんでした。次年度以降についても多様な主体からの参加が広がるよう工夫して下さい。</p>

1 氏名 (法人の場合は 法人名等)	一般社団法人 全国消費者団体連絡会 代表理事 河野康子
2 職業	
3 意見	<p>①施策番号等 105</p> <hr/> <p>②意見 消費者庁、食品安全委員会、厚生労働省、農林水産省で連携して企画された「食べ物と放射性物質のはなし」を評価します。付け加えてバランスの取れた食生活が放射性物質に負けない健康な身体をつくることを改めて情報提供してください。</p>

1 氏名 (法人の場合は 法人名等)	一般社団法人 全国消費者団体連絡会 代表理事 河野康子
2 職業	
3 意見	<p>①施策番号等 110 (重点①8)</p> <hr/> <p>②意見 財産の隠匿・散逸防止及び行政による経済的不利益賦課制度についても、できるだけ早急に取りまとめを行い、早期の法整備を目指す旨、実施時期への記載をお願いします。</p>

1 氏名 (法人の場合は 法人名等)	一般社団法人 全国消費者団体連絡会 代表理事 河野康子
2 職業	
3 意見	<p>①施策番号等 115</p> <hr/> <p>②意見 広報については、各ADR機関へ、事案の具体的な公表（概要、経緯、結果等）を求めてください。それにより、各地の消費生活センターでの紛争解決への指針となり、消費者被害の未然防止、再発防止、判例の積み重ねに値するような実効性が期待できるからです。また、ADR機関の周知にも繋がると考えます。</p> <p>金融トラブル連絡協議会での議論を各ADR機関の紛争解決等に生かすことを目的に、その情報や議論がどのように活用されたか検証してください。</p>

<p>1 氏名 (法人の場合は 法人名等)</p>	<p>一般社団法人 全国消費者団体連絡会 代表理事 河野康子</p>
<p>2 職業</p>	
<p>3 意見</p>	<p>①施策番号等 1 2 1 ・ 1 2 2 (重点②1 0)</p> <hr/> <p>②意見</p> <p>①平成25年度は地方消費者行政活性化基金の延長・上積みが行われ、「地方消費者行政活性化基金の活用期間に関する一般準則」が示されるなど、地方自治体が基金を活用しやすいような環境が整った一面があります。が、自治体に財政や人材等の体力があり積極的に努力できるところに財政支援を厚く、そうでないところには薄くでは、ますます充実の度合いに大きな格差ができる懸念があります。今後、体力のない小規模自治体等に、更に国、都道府県のきめ細やかな支援が必要です。自治体間の格差が広がらないように、ますます国の下支えとしての②③の施策が重要だと考えますので、積極的に取り組んでください。</p> <p>さらに、今後の継続した財政支援を確実なものとするために、26年度以降の国の通常予算の中での財源の確保が必要不可欠です。通常予算の中で財源を確保することを明確に打ち出してください。</p> <p>④「消費生活センターの法制上の位置づけや適正な配置、相談員の配置や処遇などの望ましい姿や、地方との役割分担等を踏まえた国による人材面、ノウハウ面、情報面、財政面などの支援、連携、協働の在り方」は、本来、国民生活の安全を確保するためのインフラ整備と同じと考えます。国と自治体が責任を持って整備してください。その際に、各地域で求められる消費者行政を実現するために、「地域住民の意思に基づく充実強化」を図ることは必要ですが、自治体とその住民に責任を持たせる「地域主権改革の理念」とは切り離して考えるべきではないでしょうか。</p>

1 氏名 (法人の場合は 法人名等)	一般社団法人 全国消費者団体連絡会 代表理事 河野康子
2 職業	
3 意見	<p>①施策番号等 1 2 7</p> <hr/> <p>②意見 新食品表示法が成立すると適格消費者団体には表示でも差し止め請求権が与えられます。その根拠を示すため自治体などの検査機関が適格消費者団体を支援して、その検査業務を行えるような措置を講じて下さい。</p>

1 氏名 (法人の場合は 法人名等)	一般社団法人 全国消費者団体連絡会 代表理事 河野康子
2 職業	
3 意見	<p>①施策番号等 139</p> <hr/> <p>②意見</p> <p>消費者委員会の活動については、効果的に建議が出されており、成果が見えてきたと思います。そのような活動の一層の発展をはかることが必要です。</p> <p>今年度、第3次委員会がスタートするにあたり、委員の人選が重要となります。消費者、有識者、行政、事業者といった属性の割合については、消費者の意見が反映されるように有識者や行政からの委員ばかりに偏らない選任を行なってください。また、常勤化を含む委員の在り方についての検討を行うことと、更なる事務局体制の充実・強化を図ることを、早急に進めるべきです。</p> <p>また、臨機に対応すべきテーマもあるかと思いますが、25年度の事業課題を施策として基本計画において明確にし、計画的な活動を推進されることを要望します。</p> <p>さらに、消費者行政全体の在り方を検討する中で、消費者委員会の監視機能に必要な部会・専門調査会等の充実・強化を図ることも明示してください。必要とあれば、部会等の改編も視野に入れるべきです。</p>

1 氏名 (法人の場合は 法人名等)	一般社団法人 全国消費者団体連絡会 代表理事 河野康子
2 職業	
3 意見	<p>①施策番号等 140</p> <hr/> <p>②意見</p> <p>東日本大震災による原子力発電所の事故・停止により、発電のための化石燃料の使用が増加している現状で、節電の取り組みと併せて、CO2削減の取り組みを国民へ周知が必要です。消費者教育推進法にも記されているように「持続可能な社会」の実現をめざし、あらためて国民に対してアピールする必要があります。</p> <p>については、ホームページの情報の更新や、IT環境の整っていないところへも周知されるよう、他の広報媒体（新聞広告、ポスターなどの紙媒体、TVやラジオなど放送媒体など）も活用し、費用対効果の高い事業展開を図るよう、国民的な運動として働きかけてください。</p>

1 氏名 (法人の場合は 法人名等)	一般社団法人 全国消費者団体連絡会 代表理事 河野康子
2 職業	
3 意見	<p>①施策番号等 172</p> <hr/> <p>②意見 障害者の消費者被害についてはその実態すら把握しきれていない現状があります。関連団体と連携しその実態調査を進めて下さい。</p>